三　有料放送の役務の提供を受けようとする者がファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合に、電子計算機に備えられたファイル（以下この号において「申込者ファイル」という。）に記録された説明事項を電気通信回線を通じて有料放送の役務の提供を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付するもの又は申込者ファイルへの記録がされた説明事項を、当該申込者ファイルに記録された時から起算して三月間、消去し、若しくは改変できないもの

四　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に説明事項を記録したものを交付する方法

五　ダイレクトメールその他これに類似するものによる広告に説明事項を表示する方法

六　電話により説明事項を告げる方法（説明をした後、遅滞なく、説明事項を記載した書面をその者に交付する場合等に限る。）

2　法第百五十条に規定する有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項について行わなければならない。

一　有料放送事業者の氏名又は名称

二　有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理（以下「代理等」という。）を業として行う者（以下「契約代理業者」という。）が当該有料放送の役務の提供に関する契約の代理等を行う場合にあつては、その旨及び当該契約代理業者の氏名又は名称

三　有料放送事業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯

四　契約代理業者にあつては、当該契約代理業者の電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先及び電話による連絡先にあつては苦情及び問合せに応じる時間帯（有料放送事業者が、当該契約代理業者の業務の方法についての苦情及び問合せを処理することとしている場合を除く。）

五　提供される有料放送の役務の内容（名称及び提供を受けることができる場所並びに災害放送に係る制限、対象とする受信者層を限定するための制限その他の当該有料放送の役務の利用に関する制限がある場合には、その内容を含む。）

六　その者に適用される、有料放送の役務の提供に関する料金

七　前号に掲げる料金に含まれていない経費であつて有料放送の役務の提供を受ける者が通常負担する必要があるものがあるときは、その内容

八　前二号に掲げる料金その他の経費の全部又は一部を期間を限定して減免するときは、当該減免の実施期間その他の条件

九　有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の連絡先及び方法

十　次に掲げる事項その他の有料放送の役務の提供を受ける者からの申出による契約の変更又は解除の条件等に関する定めがあるときは、その内容

イ　契約の変更又は解除をすることができる期間の制限があるときは、その内容

ロ　契約の変更又は解除に伴う違約金の支払に関する定めがあるときは、その内容

ハ　契約の変更又は解除があつた場合において有料放送事業者又は契約代理業者が貸与した受信設備の返還又は引取りに要する経費を有料放送の役務の提供を受ける者が負担する必要があるときは、その内容

3　前二項の規定は、有料放送の役務の提供を受けようとする者が有料放送の役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなる有料放送の役務の提供に関する契約の締結又はその代理等には適用しない。

4　法第百五十条の規定は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結のうち提供条件の変更に関するものについては、次の各号に掲げる場合に限り適用するものとし、その場合における説明は当該各号に定める事項に関して行うものとする。

一　有料放送の役務の提供を受ける者からの申出により有料放送の役務に関する提供条件（第二項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

二　有料放送事業者からの申出により有料放送の役務に関する提供条件（第二項各号に掲げる事項に限る。）を変更する場合であつて、有料放送の役務の提供に関する料金の値上げその他当該有料放送の役務の提供を受ける者にとつて提供条件が不利となるもの　同項各号に掲げる事項のうち変更しようとするもの

第二節　有料放送管理業務

（有料放送事業者の数）

第百七十六条　法第百五十二条第一項の総務省令で定める有料放送事業者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一　衛星基幹放送又は衛星一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務（法第百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務をいう。以下同じ。）を行う場合　十

二　有線一般放送を行う有料放送事業者のために有料放送管理業務を行う場合　十

（有料放送管理業務の届出）

第百七十七条　法第百五十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の届出書には、別表第五十五号の様式の書類を添付しなければならない。

第百七十八条　法第百五十二条第一項第三号の総務省令で定める事項は、有料放送管理業務に係る有料放送事業者に関する事項とする。

（変更の届出）

第百七十九条　法第百五十二条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十六号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2　前項の届出書には、別表第五十五号の様式の書類を添付しなければならない。

（承継の届出）

第百八十条　法第百五十三条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十七号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

（業務の廃止等の届出）

第百八十一条　法第百五十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十八号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2　法第百五十四条第二項の規定による届出をしようとする者は、別表第五十九号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。

（有料放送管理業務の適正かつ確実な運営に関する措置）

第百八十二条　有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。第三号において同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　国内受信者（受信しようとする者を含む。次号において同じ。）に対し、有料放送の役務の提供に係る契約の相手方及び料金その他の提供条件並びにその変更の内容を明らかにする措置

二　国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置

三　前二号に掲げるもののほか、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置

2　有料放送管理事業者は、前項各号に掲げる措置を含む業務の実施方針を策定しなければならない。

3　有料放送管理事業者は、前項の実施方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七章　認定放送持株会社

第十七条の二第一項中「第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び法第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）」を「第八十六条第一項及び第八十九条第一項」に、「委託協会国際放送業務又は委託放送業務の」を「協会国際衛星放送の業務又は衛星基幹放送の業務の」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　廃止又は休止しようとする基幹放送局又は協会若しくは放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）の放送の業務